

市第61号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年 6 月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

250円	を	260円	に、
970円		1,000円	

3,000円	を	3,100円	に、

6,300円	を	6,400円	に、
2,700円		2,800円	

6,000円	を	6,100円	に、
270円		280円	
5,400円		5,500円	
110円		120円	
160円		170円	
240円		250円	

490円	を	500円	に、
650円		660円	
1,100円		1,200円	
1,600円		1,700円	

  

360円	を	380円	に改める。
1,200円		1,300円	
5,400円		5,500円	
5,400円		5,500円	
14,400円		16,800円	
5,400円		5,500円	

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市下水道条例別表第3の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市下水道条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 提 案 理 由

一般下水道の土地占用料を改定するため、横浜市下水道条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市下水道条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

別表第 3（第 34 条第 1 項）

種 別		単 位	金 額	
土 地 占 用 料	通 路	幅員が2.5メートル以下のもの	$\frac{260円}{250円}$	
		幅員が2.5メートルを超えるもの	$\frac{1,000円}{970円}$	
	(省 略)		(省 略)	
	電 柱	第 一 種 電 柱	1本につき1年	$\frac{3,100円}{3,000円}$
		(省 略)		(省 略)
		第 三 種 電 柱		$\frac{6,400円}{6,300円}$
	電 話 柱	第 一 種 電 話 柱	1本につき1年	$\frac{2,800円}{2,700円}$
		(省 略)		(省 略)
		第 三 種 電 話 柱		$\frac{6,100円}{6,000円}$
	そ の 他 の 柱 類			$\frac{280円}{270円}$
	送 電 塔		占用面積1平方メートルにつき1年	$\frac{5,500円}{5,400円}$
	水 管、ガ 斯 管、引水管	外径が0.07メートル未満のもの		$\frac{120円}{110円}$
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		$\frac{170円}{160円}$		
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		$\frac{250円}{240円}$		
(省 略)		(省 略)		

、排水管、ケーブルその他の埋設し、又は架設する物件	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>500円</u> 490円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>660円</u> 650円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,200円</u> 1,100円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,700円</u> 1,600円
	(省 略)		(省 略)
橋 り よ う	幅員が2.5メートル以下のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>380円</u> 360円
	幅員が2.5メートルを超えるもの		<u>1,300円</u> 1,200円
棧	橋		<u>5,500円</u> 5,400円
鉄道、軌道等の用に供するもの			<u>5,500円</u> 5,400円
工事用施設及び工事用材料置場			<u>16,800円</u> 14,400円
そ の 他 の も の		<u>5,500円</u> 5,400円	
(省 略)			

(備考省略)